

第9期富津市介護保険事業計画・ 富津市高齢者福祉計画(概要版)

令和6年 月 富津市

【計画策定にあたって】

第1節 計画策定の趣旨

この度策定する「第9期富津市介護保険事業計画・富津市高齢者福祉計画」(以下「第9期計画」という。)は、「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる令和22(2040)年を見据えつつ、国の介護保険事業に係る基本指針等を踏まえながら、引き続き、地域包括ケアシステムの深化・推進を図るとともに、介護保険制度の改正に対応し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるようにすることを目的とするものです。

第2節 計画の位置付け

第9期計画は、老人福祉法第20条の8に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法第117条に基づく「市町村介護保険事業計画」を一体的に策定したものです。

本市における高齢者福祉施策の総合的指針として位置付けられるものであり、「富津市みらい構想」、「富津市人口ビジョン2040」や「富津市まち・ひと・しごと創生総合戦略」をはじめ、「千葉県高齢者保健福祉計画」等との整合・調和を図って策定しています。

第3節 計画の期間

「介護保険事業計画」は3年ごとに定めることとなっており、この度策定する「第9期計画」の期間は令和6(2024)年度から令和8(2026)年度とします。また、「高齢者福祉計画」も「介護保険事業計画」と一体的に策定することとされていることから、同3年間を計画期間と定めます。

図表 計画の期間



【計画の基本理念と基本的方向】

第1節 計画の基本理念と施策体系

第9期計画では、「高齢者が住み慣れた地域で、いきいきと安心して暮らせるまち」を基本理念に定め、3つの目標と9つの施策を定めます。

計画の基本理念

高齢者が住み慣れた地域で、いきいきと安心して暮らせるまち

第2節 日常生活圏域の設定

本市では、引き続き富津、大佐和、天羽の3地区を日常生活圏域に設定します。

【施策の展開】

第1節 【目標1】健康づくりを推進する

(1) 【施策①】介護予防の推進

1. 一般介護予防事業の実施	3. 公共施設や通いの場の活用
① 富津市いきいき百歳体操の普及・啓発	① 自主的活動の場への参加支援
② フレイルサポーターの養成及びフレイルチェック講座の開催	② 通いの場への専門職の派遣
2. 介護予防・生活支援サービス事業の実施	4. 社会参加を通じた介護予防の推進
① 介護予防・日常生活支援総合事業に基づく地域住民が主体となった活動の支援	① 社会資源の把握と個別マッチングの検討
② 生活支援コーディネーターの配置	② ふっつの地域支えあい手帳の見直し
③ 意見交換会、発表会の開催を通じた地域課題の把握	

(2) 【施策②】健康づくりの推進

① 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進	⑤ こころの健康
② 後期高齢者健康診査	⑥ 食生活指導
③ 後期高齢者医療歯科口腔健康診査	⑦ スポーツの推進
④ 後期高齢者短期人間ドック・脳ドック費用助成	

第2節 【目標2】在宅生活が続けられる体制を整備する

(1) 【施策③】在宅医療・介護連携の推進

① 地域の医療・介護の資源の把握	⑥ 医療・介護・福祉関係者の研修
② 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討	⑦ 地域住民への普及啓発
③ 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進	⑧ 在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携
④ 医療・介護関係者の情報共有の支援	⑨ 再発予防の推進
⑤ 在宅医療・介護連携に関する相談支援	

(2) 【施策④】認知症施策の推進

① 認知症初期集中支援チームの運営	④ 認知症に対する理解を深めるための啓発
② 認知症ケアパスの普及	⑤ 認知症の人と家族の居場所づくり
③ 地域での見守り体制づくり	⑥ 認知症に対する医療・介護サービスの質の向上

(3) 【施策⑤】多様なサービスの充実と介護者支援の強化

① 地域包括支援センターの機能強化	⑧ 車椅子・福祉カーの貸出
② 地域ケア会議の充実	⑨ 高齢者の住まいの改修
③ 総合相談	⑩ 高齢者の移動手段の確保
④ 紙おむつ給付事業	⑪ 介護・福祉人材の確保
⑤ 在宅ケアサービス	⑫ 在宅生活を支える基盤整備
⑥ ちょっと困ったときのお助け隊	⑬ エンディングノートの作成・配布
⑦ シルバーテレホン友愛サービス	

第3節 【目標3】地域でのつながりを強化する

(1) 【施策⑥】 地域づくりの推進

1. 支え合い活動の推進	
① 地域づくりの支援	⑥ 消費者被害の防止
② 要援護者地域見守り事業の推進	⑦ 養護老人ホーム等への適切な措置
③ 福祉緊急救助通報システム設置事業の実施	⑧ 高齢者の活躍の場づくり
④ 高齢者見守り事業の推進	⑨ 生涯学習の支援
⑤ 日常生活自立支援事業	⑩ 高齢者の就労支援

(2) 【施策⑦】 災害・感染症対策の強化

① 災害時の支援	② 感染症対策の実施
----------	------------

(3) 【施策⑧】 高齢者虐待の防止

1. 支援の情報提供と虐待の根絶に向けた啓発	3. 相談窓口の相互連携の強化
① 老人週間等に合わせた広報の実施	① 立入調査の実施
② 出前講座等の実施	② 虐待による緊急保護
2. 早期発見・通告のための体制整備	③ 養護者への面会制限
① 地域住民等の見守り	4. 権利擁護の推進
② 高齢者見守り事業	① 法律相談・法テラス・リーガルサポート等の情報提供
③ 対応マニュアルの整備	② 成年後見制度の申立ての実施
④ 養護者が安心して生活を送るための環境整備	5. 関係機関・部署との協働と計画の推進
	① 地域包括支援センター等との連携
	② コアメンバー会議の開催
	③ 個別支援会議の開催

(4) 【施策⑨】 成年後見制度の推進

① 富津市成年後見制度利用促進基本計画(仮称)の策定	④ 制度利用費用助成
② 成年後見制度の普及啓発	⑤ ふつつ成年後見支援センター(仮称)の運営
③ 市長申立の実施	

【介護保険サービスの見込みと保険料の算出】

第1節 介護保険サービス量の見込み

(1) 介護予防サービス・居宅サービス

単位:人

サービス	第9期見込み		
	R6年度	R7年度	R8年度
① 介護予防訪問入浴介護	1	1	1
② 介護予防訪問看護	24	25	26
③ 介護予防訪問リハビリテーション	4	4	4
④ 介護予防居宅療養管理指導	15	15	15
⑤ 介護予防通所リハビリテーション	40	41	42
⑥ 介護予防短期入所生活介護	2	2	2
⑦ 介護予防短期入所療養介護(老健)	0	0	0
⑧ 介護予防福祉用具貸与	223	226	231
⑨ 特定介護予防福祉用具購入	4	4	4
⑩ 介護予防住宅改修	7	7	7
⑪ 介護予防特定施設入居者生活介護	3	3	3

サービス	第9期見込み		
	R6年度	R7年度	R8年度
① 訪問介護	405	414	420
② 訪問入浴介護	61	62	65
③ 訪問看護	177	182	185
④ 訪問リハビリテーション	44	46	46
⑤ 居宅療養管理指導	201	207	211
⑥ 通所介護	564	575	585
⑦ 通所介護	154	157	159
⑧ 短期入所生活介護	210	213	216
⑨ 短期入所療養介護(老健)	2	2	2
⑩ 短期入所療養介護(病院等)	0	0	0
⑪ 短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0
⑫ 福祉用具貸与	889	907	924
⑬ 特定福祉用具購入	17	19	19
⑭ 住宅改修	8	8	9
⑮ 特定施設入居者生活介護	45	45	47

(2) 施設サービス

単位:人

サービス	第9期見込み		
	R6年度	R7年度	R8年度
① 介護老人福祉施設	374	374	374
② 介護老人保健施設	198	198	198
③ 介護医療院	1	1	1
④ 介護療養型医療施設	-	-	-

◇地域密着型介護予防サービス・地域密着型サービス

単位:人

サービス	第9期見込み			サービス	第9期見込み		
	R6年度	R7年度	R8年度		R6年度	R7年度	R8年度
① 介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	⑧ 小規模多機能型居宅介護	32	36	45
② 介護予防小規模多機能型居宅介護	2	2	2	⑨ 認知症対応型共同生活介護	57	57	59
③ 介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	⑩ 地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
④ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	37	38	38	⑪ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	29	29	29
⑤ 夜間対応型訪問介護	0	0	0	⑫ 看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0
⑥ 地域密着型通所介護	194	196	199	⑬ 複合型サービス	0	0	0
⑦ 認知症対応型通所介護	2	2	2				

第2節 介護保険施設等の整備方針

令和8年度において、小規模多機能型居宅介護を富津地区または天羽地区に整備することを見込んでいます。

第3節 保険料の算定

(1) 保険給付費等の見込額

1. 標準給付費見込額

単位:千円

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
標準給付費見込額[A]	5,174,221	5,247,304	5,339,758	15,761,282
総給付費(財政影響額調整後)	4,829,990	4,898,116	4,985,503	14,713,609
特定入所者介護サービス費等給付額(財政影響額調整後)	201,856	204,762	207,734	614,352
高額介護サービス費等給付額(財政影響額調整後)	126,404	128,224	130,085	384,714
高額医療合算介護サービス費等給付額	12,510	12,690	12,874	38,075
算定対象審査支払手数料	3,461	3,511	3,562	10,533

※ 厚生労働省提供の算出式にしたがって算出されている。

※ 合計額について、端数処理により完全に一致しない。

2. 地域支援事業費見込額

単位:千円

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
地域支援事業費(B)	245,056	245,912	246,778	737,746
介護予防・日常生活支援総合事業費	141,281	142,137	143,003	426,421
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業費	95,990	95,990	95,990	287,970
包括的支援事業(社会保障充実分)	7,785	7,785	7,785	23,355

(2) 介護保険料基準額(月額)の算定方法

単位:千円

項目	合計	項目	合計
標準給付費見込額(A)	15,761,282	保険料収納必要額(I)	3,677,233
地域支援事業費見込額(B)	737,746	予定保険料収納率	98.00%
第1号被保険者負担分相当額(C)	3,794,777	準備基金取崩額の影響額	0
調整交付金相当額(D)	809,385	準備基金の残高	231,590
調整交付金見込額(E)	926,929	準備基金取崩額	0
調整交付金見込交付割合(F)		準備基金取崩割合	0.0%
後期高齢者加入割合補正係数(G)			
所得段階別加入割合補正係数(H)			

(3) 基準額に対する介護保険料の段階設定等

第9期計画期間内における介護保険料の段階設定は13段階とし、各段階を次のとおり設定します。なお、保険料案は、素案時点におけるものであり、今後の国の動向や介護報酬の改定等により変更となったり、端数調整する可能性があります。

段階	保険料率	対象者	月額介護保険料額	年額介護保険料額	
第1段階	基準額×0.50	生活保護を受給している者、又は市民税非課税世帯で老齢福祉年金を受給している者	3,278	39,336	
		市民税非課税世帯で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の者			
第2段階	基準額×0.75	市民税非課税世帯で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え、120万円以下の者	4,917	59,004	
第3段階	基準額×0.75	市民税非課税世帯で、第1段階及び第2段階の要件に該当しない者	4,917	59,004	
第4段階	基準額×0.90	市民税課税世帯で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の市民税非課税の者	5,900	70,805	
第5段階 (保険料基準段階)	基準額×1.00	市民税課税世帯で、第4段階の要件に該当しない市民税非課税の者	6,556	78,672	
第6段階	基準額×1.20	市民税課税者で、前年の合計所得金額が	120万円未満の者	7,867	94,406
第7段階	基準額×1.30		120万円以上210万円未満の者	8,523	102,274
第8段階	基準額×1.50		210万円以上320万円未満の者	9,834	118,008
第9段階	基準額×1.70		320万円以上420万円未満の者	11,145	133,742
第10段階	基準額×1.80		420万円以上520万円未満の者	11,801	141,610
第11段階	基準額×1.90		520万円以上620万円未満の者	12,456	149,477
第12段階	基準額×2.00		620万円以上720万円未満の者	13,112	157,344
第13段階	基準額×2.10		720万円以上の者	13,768	165,211

今回お示しする第9期の給付費見込額等及び介護保険料基準額は、現時点での試算となります。今後、介護報酬の改定、介護保険制度改正等の影響を踏まえて、最終的な介護保険料基準額を算定します。